

厚生委員会記録

[第2日目]

1 日 時 令和8年3月16日(月曜日)

開 会	午前10時32分
休 憩	午前11時07分
再 開	午後 0時07分
休 憩	午後 0時11分
再 開	午後 2時00分
休 憩	午後 2時11分
再 開	午後 2時47分
閉 会	午後 3時08分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長	松 尾 茂
副委員長	飯 山 勝 彦
委 員	木 地 智 美
//	久 保 大 憲
//	岡 部 享
//	押 田 大 祐
//	高 道 秋 彦
//	谷 口 寿 一
//	市 田 龍 一
//	橋 本 雅 雄

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	家城 恭彦
富山まちなか病院長	瀬川 正孝
管理部長	藤沢 晃
管理部次長	片山 正和
参事（経営管理担当）	開発 則幸
経営管理課長	高瀬 雅基
契約出納課長	山口 佳子
医事課長	喜多埜 英司
総務医事課長	竹内 宗健
経営管理課主幹（調整担当）	能勢 祐介

【福祉保健部】

部長	古西 達也
部次長	堀田 英樹
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	山本 忠夫
保健所長	瀧波 賢治
参事（福祉政策課長）	田近 淳
参事（指導監査課長）	本多 寛明
生活支援課長	大門 高史
障害福祉課長	大浦 寛之
長寿福祉課長	吉野 貴喜
介護保険課長	豊岡 秀樹
保険年金課長	吉村 正一
保健所地域健康課長	相川 智昭
保健所保健予防課長	堀井 由紀
保健所生活衛生課長	宮田 一博
まちなか総合ケアセンター所長	谷川 智子
看護専門学校事務長	高瀬 雅基
福祉政策課主幹（調整担当）	高橋 昌子

【こども家庭部】

部長	関谷 雄一
部次長	高場 英人
部次長（保育・児童健全育成担当）	平井 聖子
こども支援課長	植野 聡希
こども保育課長	斉藤 陽子
こども福祉課長	前坪 勝児
こども健康課長	栗山 朋子
まちなか総合ケアセンター所長	谷川 智子
子育て支援センター所長	笠間 湊子
こども支援課主幹（調整担当）	宮田 千佳

【市民生活部】

部長	鎌田 泰史
部次長	豊島 栄治
部次長（市民協働・消費生活・スポーツ担当）	光岡 伸一
参事（地域振興担当）	鈴木 富勝
参事（地域コミュニティ推進課長）	由水 正恵
参事（市民課長）	経明 勝子
参事（山田中核型地区センター所長）	宮前 仁
大沢野行政サービスセンター所長	沢井 誠
大山行政サービスセンター所長	追分 禎一郎
八尾行政サービスセンター所長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター所長	江尻 裕徳
市民協働相談課長	砂原 正宏
スポーツ健康課長	松本 浩明
細入中核型地区センター所長	堤 靖夫
消費生活センター所長	関谷 忠子
地域コミュニティ推進課主幹（調整担当）	大野 裕美

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課副主幹（調査係長）	谷端 裕美子
議事調査課主査	竹之内 慧
議事調査課会計年度任用職員	溝口 弘美

7 会議の概要

委員長 厚生委員会を開きます。
これより、病院事業局所管分の議案の審査を行います。
議案第46号 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
を議題といたします。

医事課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第46号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第46号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
以上で、病院事業局所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、
富山まちなか病院再整備基本計画の概要及び再整備事業の一時凍結について、
富山市病院事業経営改善計画について、

順次、当局の報告を求めます。

管理部参事
(経営管理担当) [富山まちなか病院再整備基本計画の概要及び再整備事業の一時凍結について、委員会資料により説明]

経営管理課長 [富山市病院事業経営改善計画について、委員会資料により説明]

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

[発言する者なし]

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、病院事業局所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

久保委員 認知症の方が急性期疾患により病院に救急搬送され、入院して一定期間を超えると診療報酬が下がるといいます。病院から、もう回復したから早く退院してくださいと言われる場合ですが、認知症の方を在宅でずっと介護してきた御家族の方の中には、再び在宅で介護することを極端に嫌がり、施設への入居や転院ができないのかと悩まれる方が多くいらっしゃると思っています。
また、慢性期疾患を持つ認知症の方も、要介護認定を受けることに抵抗があり、入院するまでの間に要介護認定を受けておらず、介護サービスを使えるようになるまで時間がかかる場合もあります。
病院側としては回復したら早く退院してほしいと。特に看護師は急性期疾患を持った認知症の方について夜中に点滴を外したり、徘徊したりするなど、通常の患者さんとは違ったストレスがあるから嫌がるのです。
一方で、市民からすると病院には施設などとのつなぎ役を果たしてほしいという思いがあります。
まちなか病院には市の介護保険課との協力体制や各種施設との連携強化といった機能を担っていただい

て、市民の皆さんから本当に頼られる、感謝されるような病院を目指していただきたいと思いますのですが、今後、どのように取り組んでいくのか教えていただけますか。

病院事業管理者

全体像をお話ししますと、そもそもまちなか病院を開設したときの基本方針は、急性期の患者さんを受け入れて、在宅に戻すまでに一定の期間が必要となることから、まちなか病院を回復期の病院にするというものです。

この基本方針につきましては、まちなか病院はしっかり役割を果たしていると思います。

ただ残念ながら、在宅に戻そうとしたときに、自宅に帰れない方や施設へ行かなければいけない方がいらっしゃるやまして、施設などとの連携をどうしていくのかが今後の課題だと思っています。

令和8年4月からまちなか診療所を病院事業局に移管することで、まちなか診療所の先生方と密に連携が取れるようになるだけではなく、訪問診療や訪問看護を実施することによって、ある程度専門的な立場で在宅に戻ってもらえる方かどうかの判別ができるようになり、患者さんに負担のかからない方法で、一番適切な行き先を選んであげられるのではないかとと思っています。

常にお話ししていますとおり、急性期から在宅まで切れ目のないケアを提供することが病院事業の目的です。

久保委員

その方向で進めていただきたいと思いますのですが、市民病院でありますから、市の福祉保健部と密に連携を取りながら、県立中央病院ではできない、もっときめの細かい対応をしていただきたいと思います。

御家族に認知症の方がおられる方々は本当に苦しんでいますので、そのような方々と信頼関係をしっかりと築いていただければ、より多くの方に必要とされる病院になると思います。心から期待をしております。今後ともよろしくお願ひしたいと思っています。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会病院事業局所管分を終了いたします。

午前 11 時 17 分 休憩

~~~~~  
午後 0 時 07 分 再開

委員長 厚生委員会福祉保健部所管分の議案の審査を行います。  
議案第 31 号 富山市大沢野健康福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第 32 号 富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第 116 号 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件、  
以上 3 件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉政策課長 〔議案第 31 号について、  
議案概要書により説明〕

介護保険課長 〔議案第 32 号について、  
議案概要書により説明〕

保険年金課長 〔議案第 116 号について、  
議案概要書（追加提出分）により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第 31 号、議案第 32 号、議案第 116 号、以上 3 件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。  
これより、議案第31号、議案第32号、議案第116号、以上3件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、福祉保健部所管分で、ただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会福祉保健部所管分を終了いたします。

午後 0時11分 休憩

~~~~~

午後 2時00分 再開

委員長

厚生委員会子ども家庭部所管分の議案の審査を行います。
議案第33号 富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第34号 富山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件、
以上2件を一括議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

子ども保育課長

〔議案概要書により説明〕

- 委員長 これより、質疑に入ります。
 質疑はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結
 いたします。
 これより、議案第33号、議案第34号、以上2件
 を一括して討論に入ります。
 討論はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長 討論なしと認めます。
 これより、議案第33号、議案第34号、以上2件
 を一括して採決いたします。
 各案件は、原案のとおり決することに御異議ありま
 せんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長 御異議なしと認めます。
 よって、各案件は原案可決されました。
 以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了い
 たします。
 次に、
 学習支援講座モデル事業について
 当局の報告を求めます。
- こども福祉課長 〔委員会資料により説明〕
- 委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。
- 久保委員 2、実施内容の（1）対象児童の要件について、1
 つに、低所得の独り親家庭世帯または生活保護世帯、
 2つに、学習塾、家庭教師、通信教育等を利用して
 いないと記載がありますが、2番目の要件は厳しすぎ
 るのではないかと個人的に思います。この要件は

どうしても必要ですか。

こども福祉課長 学習塾等になかなか通うことができない方たちを対象にしたいことから、この要件は必要だと考えています。

久保委員 受講者が多くて対象者を選ばなければならないときの要件であればいいと私は思うのですが、各家庭にはそれぞれの考え方があり、低所得の独り親家庭や生活保護世帯であっても、生活を切り詰めたり工夫したりしてでも子どもに勉強をさせてあげたいと思っている親御さんはいらっしゃるのではないかと思います。そのような親御さんが子どもに通信教育等を利用できる環境を与えると、この事業の対象者から漏れてしまいます。

私は、申請者数も見ながら要件の緩和を随時検討していただいたほうがいいのではないかと思います。親御さんが子どもに勉強を教えられず、どうしても他者に教えてほしいという御家庭もあると思うのです。

貧困の連鎖を断ち切ることが目的であるなら、勉強が必要だと思っている御家庭に、このような要件を設けず、できるだけ多くの人に利用していただければいいのではないかと思います。

実際に受講者を募集して、定員に余裕があるようでしたら、この要件を少し見直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

こども家庭部長 まず、御家庭でちゃんと勉強をしていただければ、この制度を使う必要はないと思っています。勉強すると所得が増えて安定した生活を築けることを理解していただければ、子どもたちに勉強させようと思っていたのですが、実際にそこまで理解されていない御家庭に、まずは勉強の習慣を身に付けていただきたいという思いや、あくまでも学習塾を運営していらっしゃる方の御協力の下に事業を実施することも含めて、このような要件を設けました。

低所得の独り親家庭や生活保護世帯の方が通信教育等を利用しておられた場合に、この事業を利用することを認めるかどうかについては考えなければならぬと思いますが、あくまでも勉強に取りかかる第一歩としてこの制度を活用してほしいと思っております。

久保委員 要件を定めると、どうしても要件に縛られると思いますから、実際に状況を見て、改善すべきところがあればしっかりと改善して、できるだけ多くの子どもたちが利用できる温かい制度にさせていただくことを要望します。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。次に、こども家庭部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

木地委員 市長の提案理由説明の中に、不登校など様々な困難を抱える子どもや、保護者が勤務する事業所における従業員の子どものための居場所づくりを後押ししてまいりますという言葉がありました。とても期待しているのですけれども、具体的にどのような事業を実施するのでしょうか。

こども支援課長 今御質問のあった件につきましては、令和7年度より実施している子どもの居場所づくり支援事業のことでありまして、本事業は不登校など様々な困難を抱える子どもが学校以外の居場所で安心して過ごすため、また、留守家庭児童が夏休みなどの長期休暇を安心して過ごせるよう、保護者が勤務する事業所における子どもの居場所づくりに対して、その開設諸費用を助成するものです。

岡部委員 令和7年12月定例会の一般質問で我が会派の東議員が5歳児健診について質問して、市長から答弁をいただいたのですけれども、5歳児健診の実施に向けて何か具体的に検討されているのかお聞かせいただけますか。

こども健康課長 令和7年12月定例会の一般質問でもお答えしましたとおり、今現在、国が情報や条件等について段階的にアナウンスしております。医師会等の協力機関の御意見や他市の状況等を見ながら調査・研究してまいります。

岡部委員 国は、2028年度までに実施率100パーセントを目指すとっておりますし、他県では医師やいろいろな関係者も含めて研修を実施すると言われておりますので、実施に向けて動き出す準備をしていただきたいと思っています。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。以上で、厚生委員会こども家庭部所管分を終了いたします。

午後 2時11分 休憩

~~~~~

午後 2時47分 再開

委員長 厚生委員会市民生活部所管分の議案の審査を行います。

議案第35号 富山市呉羽会館条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第36号 富山市新保文化会館条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第37号 富山市富南会館条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第38号 富山市水橋会館条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第39号 富山市大久保ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第40号 富山市大沢野会館条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第41号 富山市大山会館条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第42号 富山市八尾コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第43号 富山市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第44号 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第45号 富山市富山南総合公園文化体育施設条例の一部を改正する条例制定の件、  
以上11件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

地域コミュニティ  
推進課長 [議案第35号について、  
議案第36号について、  
議案第37号について、  
議案第38号について、  
議案第39号について、  
議案第40号について、  
議案第41号について、  
議案第42号について、  
議案説概要書により説明]

市民課長 [議案第43号について、  
議案概要書により説明]

スポーツ健康課長 [議案第44号について、  
議案第45号について、  
議案概要書により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第35号から議案第45号まで、以上11件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第35号から議案第45号まで、以上11件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、当委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。  
次に、  
第2次富山市スポーツプランの改訂について、  
当局の報告を求めます。

スポーツ健康課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

久保委員 委員会資料3ページの(4)今後やってみたい運動やスポーツ(成人)について、10歳代の3位がダンス、40歳代の3位が体操となっておりますが、体操とダンスの違いを教えてください。

スポーツ健康課長 ダンスはストリートダンスやヒップホップ系のダンス、一方、体操は軽運動のイメージだと思っております。  
そのような観点から、今回の設問では、年代に関係なく、ダンスと体操を別の選択肢として回答していただいたものと考えております。

久保委員 ダンスと体操は一緒ではないかと思えます。40歳代になって、宙返りしたい、側転したいということではないと思えます。  
今どきは体操のことをダンスと言うのだろうと思っていますので、この辺も今後やってみたいスポーツとして注意深く見ていただければありがたいと思

ます。

委員長 ほかにはないようですので、この程度にとどめます。  
次に、市民生活部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

木地委員 先日、令和7年度の男女共同参画に関する市民意識調査の報告書を頂きました。  
政治の場、法律や制度上、社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の平等に関する意識の調査結果について、男性のほうが優遇されていると回答された方の割合が令和2年度に実施した前回の調査と比べて増えています。この結果をどのように見ていらっしゃいますか。

市民協働相談課長 これまで本市では、第2次富山市男女共同参画プラン後期実施計画に基づいて、情報交流誌「あいのかぜ」の発行や男女共同参画とやま市民フェスティバル、男女共同参画推進センターでの講座などを通して、アンコンシャスバイアスへの気づきを促す意識醸成のための広報や啓発活動を行ってきました。  
また、若いときに固定的な性別役割分担意識にとらわれない考え方を育むことを目的として、市内の小学3年生から小学6年生を対象に啓発冊子「自分らしく生きる」を配付したり、中学生を対象に作文コンクールを実施したりするなど、啓発活動に取り組んでおります。  
来年度は第3次富山市男女共同参画プランの策定期に当たり、ワークショップの開催を予定しております。若い世代をはじめ、あらゆる世代の方と共に男女共同参画の未来を描き、アンコンシャスバイアスへの気づきのきっかけとなる機会を設けたいと考えております。  
多様な価値観を尊重し合う社会の実現に向けて、一人一人が自分事として取り組む意識を醸成してまいりたいと考えており、令和8年10月に国際ガールズ・デー記念イベントを企画しています。若い世代が、性別にとらわれることなく、誰もが自由に自分

らしい生き方を選択できることを考えるきっかけとなるイベントにしたいと考えております。

今後とも、あらゆる世代の意識の醸成と幅広い分野の女性参画の推進を図ることで、性別などで差別されることなく、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指したいと考えております。

木地委員

男女共同参画の意識が高まったことで、反動として男性のほうが優遇されていると感じる方が増えているのかもしれないと感じました。より高いものを目指そうとして、現状に満足できないという意思の表れと受け取れました。

富山市は男性であっても女性であっても自分らしく生きていけるまち、自分の夢をかなえられるまちであるというメッセージを発することが、最終的に少子化対策に結びついていくと思います。

市民意識調査の結果を大事にしながら、取組を進めていただきたいと思います。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。以上で、厚生委員会市民生活部所管分を終了いたします。

これで、3月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和8年3月定例会の厚生委員会を閉会いたします。

令和8年3月定例会  
厚生委員会記録署名

委員長 松 尾 茂

署名委員 木 地 智 美

署名委員 久 保 大 憲